



令文録七四印
平成十四年六月一十日
(金曜日)

四 次

交付印

道路の交差点に設置する信号機の一部改定

四 離

平成十二年五月二十六日付島根県警察局第百三十九号

一 七

県

島根県公安委員会告示第53号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規則）の一部を次のように改正する。

平成14年6月28日

島根県公安委員会委員長 古瀬 章

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の松江警察署の部松江市 の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要要
松江市西持田町288番地先	ソフトビジネスパーク	プログラム多段式	

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の出雲警察署の部簸川郡の項中

平成十四年六月一十日
(金曜日)

場	所	種類	摘要要
簸川郡斐川町大字莊原町3180番地18先	空港西交差点	プログラム多段式	

を

場	所	種類	摘要要
簸川郡斐川町大字莊原町3180番地18先	空港西交差点	プログラム多段式	

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の大田警察署の項に次のように改める。
別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の大田警察署の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要要
大田市長久町長久口265番地1先	大田橋西交差点	プログラム多段式	
大田市五十猛町1234番地先	赤井嘉塙バス停前交差点	押ボタン式	

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の温泉津警察署の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要要
簸摩郡仁摩町大字仁万町587番地4先	湯治温泉入口交差点	押ボタン式	

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の川本警察署の項中

場	所	種類	摘要要
邑智郡石見町大字矢上6000番地先	石見町役場前交差点	押ボタン式	

」

(1) 平成14年6月28日

を

場	所	種類	摘要
邑智郡石見町大字矢上6000番地先	石見町役場前交差点	プログラム多段式	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	種類	摘要
邑智町大字浜原460番地先	西側三差路	押ボタン式	

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の江津警察署の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要
江津市敬川町1750番地先	北西方三差路	プログラム多段式	

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要
江津市嘉久志町イ1608番地先	三差路	押ボタン式	

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

を

場	所	種類	摘要
那賀郡金城町大字下米原980番地2先	今福バイパス西口交差点	プログラム多段式	

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の益田警察署の部益田市の項中

場	所	種類	摘要
益田市須子町3番1号先	益田総合福祉センター入口	プログラム多段式	

を

場	所	種類	摘要
益田市横田町2087番地1先	あゆみの里前	押ボタン式	

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の津和野警察署の項中

場	所	種類	摘要
浜田市上府町イ2488番地1先	上府小学校入口交差点	押ボタン式	

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の浜田警察署の部那賀郡の項に次のように加える。

を

場	所	種類	摘要
鹿足郡日原町大字富田680番地先	青原橋西詰交差点	押ボタン式	

場所	種類	摘要
鹿足郡日原町大字富田イ686番地2先 青原橋西詰 国道9号交差点	プログラム多段式	

に改め、同項に次のように加える。

場所	種類	摘要
鹿足郡六日市町大字七日市459番地1先 抜月橋北詰 交差点	押ボタン式	

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
竹矢町244番地先 中竹矢交差点の西詰	車両（軽車両を除く。）	午前7時から午後9時まで	東進禁止	
竹矢町294番地先 西交差点の西詰	車両（軽車両を除く。）	午前7時から午後9時まで	西進禁止	
竹矢町164番地1先 中竹矢交差点西詰 左折車線の南	車両	終日	南進禁止	
竹矢町438番地先 大門交差点の北詰	車両	終日	北進禁止	
馬潟町328番地先 三差路	車両（2輪・軽車両を除く。）	午前7時30分から午前8時30分まで	東進禁止	

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
東忌部町1142番地先 橋西詰の北側分岐地点から同町1453番地先 橋西詰	南行	384メートル	車両	終日	

別表第3（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

江警察署の部松江市の項に次のように加える。

を削る。

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
東忌部町1142番地先 橋西詰の北側分岐地点から同町1453番地先 橋西詰	北行	400メートル	車両	終日	

島根

馬潟町328番地 6先 北東詰の10メートル区間	北東行 北西行	10 メートル	車両 (軽車両を除く。)	午前7時 30分から 午前8時 30分まで 土曜・日曜・休日 を除く
竹矢町438番地先 大門交差点の北詰20メートル区間	東行	10 メートル	車両 (軽車両を除く。)	午前7時 から午後9時まで
別表第3（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。				
八雲村大字東岩坂3番地先 要害橋南詰から同村大字日吉 333番地149先までの間の村道	南行	200 メートル	車両 (軽車両を除く。)	午前7時 30分から 午前8時 30分まで
別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項中				
山代町486の4番地先	西進車両の右折北行	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時
			車両 (軽車両を除く。)	午前7時 から午前9時まで

竹矢町438番地先 大門交差点の北詰20メートル区間

北西行	20 メートル	車 両	終 日
東行	10 メートル	車 両 (軽車両を 除く。)	午前7時 から午後 9時まで

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
山代町489番地7先 二子塚古墳北西 側交差点の東詰	西進車両の 右折北行	車両 (軽車両を) 除く。	午前7時 から午前 8時30分 まで	

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
八雲村大字東岩坂3番地先 要害橋南詰から同村大字日吉 333番地149先 北西交差点まで の間の村道	南 行	200 メートル	車両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 30分から 午前8時	30分まで	別表第4(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折 を禁止する場所)の松江警察署の部松江市の項中

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	通行禁止摘要
八雲村大字東岩坂3番地先 要害橋南詰から同村大字日吉 333番地149先	南 行	200 メートル	車両 (軽車両を 除く。)	午前7時 30分から 午前8時 30分まで	
での間の村道	北西交差点ま				

別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項中

別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の中					
場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要	
山代町486の4番地先 交差点の東詰	西進車両の 右折北行	車両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前9時まで		

警察部

場所	横断歩道設置数	摘要
矢田町20番地先 矢田踏切北側三差路 の南東詰	西進車両の左折南西行	車両(2輪・軽車両を除く。)
矢田町20番地先 矢田踏切北側三差路 の北西詰	東進車両の右折南西行	車両(2輪・軽車両を除く。)
東朝日町109番地先 交差点	終日	1

別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の温泉津警察署の項目に次のように加える。

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
温泉津町福波大字福光イ237番地4先 福光橋入口三差路	西進車両の右折北行	車両	終日	
温泉津町福波大字福光イ237番地4先 福光橋入口三差路	南進車両の右折西行	車両	終日	

別表第5（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の直進を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項目に次のように加える。

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
山代町489番地7先 二子塚古墳北西 側交差点の南詰	北行	車両(軽車両を除く。)	午前7時から午前8時30分まで	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の松江警察署の部松江市の項目中

場所	横断歩道設置数	摘要
千鳥町73番地先 南側三差路	2	
千鳥町39番地先 南側交差点	1	
千鳥町30番地先 南東側交差点	1	

警察署

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)
の松江警察署の部八束郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
八雲村大字日吉204の1番地先	日吉台サニーハイツ入口交差点	2	

場	所	横断歩道設置数	摘要
掛合町大字松笠748番地1先	松笠公民館前交差点	4	
三刀屋町大字三刀屋1221番地7先	町道要害1号南入口三差路	3	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
三刀屋町大字乙加宮2345番地2先	宮内橋南東詰交差点	1	
三刀屋町大字三刀屋265番地先	畠田橋南詰三差路	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)
の出雲警察署の部出雲市の項中

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)
の掛合警察署の項中

を削り、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
大津町1683番地先 大津幼稚園南側	1	

四、出雲警察署の部

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の平田警察署の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字莊原町2986の5番地先 空港西交差点	4	

場所	横断歩道設置数	摘要
平田町50番地1先 平田高校入口交差点	2	

を

場所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字莊原町3180番地18先 空港西交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

平成14年 6月28日

場所	横断歩道設置数	摘要
平田町50番地1先 平田高校入口交差点	3	
場所	横断歩道設置数	摘要
長久町長久ロ265番地1先 大田橋西交差点	2	
五十猛町1234番地先 赤井堀塙バス停前交差点	1	
久利町久利656番地1先 バイパス北口三差路	1	
場所	横断歩道設置数	摘要
温泉津町福波大字福光ハ67番地先 市・箱坂集会所前	1	

に改める

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の大田警察署の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
敬川町1768番地1先 交差点	4	
敬川町2591番地先 交差点	3	
場所	横断歩道設置数	摘要
蛭子町39番地先 広小路中央交差点	2	
長浜町881番地1先	1	
場所	横断歩道設置数	摘要
三隅町大字向野田110番地1先 日野原南入口交差点	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の浜田警察署の部那賀郡の項に次のように加える。

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の浜田警察署の部那賀郡の項に次のように加える。

摘要要項	歩道設置位置数	横断歩道設置所	場所
	1	須子町 3 番 1 号先	

場所	横断歩道設置数	摘要
須子町3番1号先 益田総合福祉センター入口三差路	2	

に改め、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
横田町2087番地1先 あゆみの里前	1	

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の津和野警察署の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
六日市町大字七日市459番地1先 拔月橋北詰交差点		

別表第7（法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所）の掛合警察署の項に次のように加える。

場所	所要	区間距離	摘要
赤来町大字上来島966番地20先三差路から同町大字小田496番地先までの間の町道小田線の東側歩道		1700 メートル	片側
三刀屋町大字中野742番地先から同町大字神代11番地先三差路までの間の主要地方道出雲仁多線の北側歩道		1400 メートル	片側
三刀屋町大字神代11番地先三差路から同町大字神代18番地1先神代トンネル西方交差点までの間の主要地方道出雲仁多線の西側歩道		200 メートル	片側
三刀屋町大字六重98番地先三刀屋町民スクールバス停前三差路から同町大字六重144番地先三差路までの間の県道吉田三刀屋線の西側歩道		200 メートル	片側
別表第7(法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所)の出雲警察署の部出雲市の項中			
場所	所要	区間距離	摘要
今市町253番地1先交差点から同町565番地先交差点までの間の都市計画道路北本町南本町線		420 メートル	両側
今市町253番地1先出雲市体育館前交差点から今市町南本町10番地5先三差路までの間の都市計画道路北本町南本町線		950 メートル	両側

道を通行することができる場所) の川本警察署の項中

場所	区間距離	摘要
川本町大字川下986番地先 川本町営三島住宅前から同町大字川下986番地先 川本町営三島住宅前までの間の主要地方道川本波多線	350メートル	片側
川本町大字川下986番地先 川本町営三島住宅前から同町大字川下921番地先三差路までの間の主要地方道川本波多線	900メートル	両側

を削り、同項に次のように加える。

場所	区間距離	摘要
川本町大字川下1493番地先 川下橋西詰交差点から同町大字川下地内 川本大橋西詰三差路までの間の主要地方道川本波多線	3450メートル	片側
川本町大字川下1493番地先 川下橋西詰交差点から同1169番地1先 川本消防署前までの間の主要地方道川本波多線の西側歩道	1850メートル	片側

を

区域又は道路の区間	最高速度(毎時)	制限する両	制限日時	区間距離	摘要
宍道町大字佐々布15番地4先 宍道小学校西側交差点から同町大字佐々布15番地4先 宍道インター空港入口三差路から同町大字佐々布15番地4先 宍道小学校西側交差点までの間の主要地方道	50キロメートル	車(緊急自動車、原付、けん引(①(2)(3)を除く。)	終日	2400メートル	
宍道町大字佐々布15番地4先 宍道インター空港入口三差路から同町大字佐々布15番地4先 宍道インター線小佐々布橋南詰までの間の主要地方道宍道インター線	40キロメートル	車(緊急自動車、原付、けん引(②(3)を除く。)	終日	500メートル	

別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の津和野警察署の項に次のように加える。

場所	区間距離	摘要
宍道町大字佐々布1405番地先 木部中学校南方200メートルから同町大字山下180番地 北方100メートルまでの間の主要地方道津和野田万川線	700メートル	片側

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所) の松江警察署の部八東郡の項中

に改める。

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所) の掛合警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
赤来町大字上來島971番地先から 同町大字小田357番地2先までの 間の町道小田線	30キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(③) を除く。)	終日 メートル	1300 メートル	

を削る。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
今市町253番地1先交差点から同 町565番地先交差点までの間の都 市計画道路北本町南本町線	40キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(②) (③)を除く。)	終日 メートル	420 メートル	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	禁止日時	摘要
斐川町大字佐々布2145番地2北西約300メートル地点の 宍道インター出雲空港分かれ三差路から同町大字佐々布 地内出雲空港大橋の宍道町・斐川町境までの間の県道 宍道線	50キロ メートル	車両 (緊急自動 車、原付、 けん引(①) (②)(③)を除く。)	終日 メートル	290 メートル		

別表第9（法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための右側部分はみ出し通行禁止場所）の松江警察署の項に次のように加える。

場所	区間距離	禁止日時	摘要
木次町大字平田842番地先 東方約100メートル地点から 同町大字平田地内 尾原トネル西口西方約90メートル までの間の国道314号	1210 メートル	終日	

別表第9（法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための右側部分はみ出し通行禁止場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場所	区間距離	禁止日時	摘要
斐川町大字莊原町2420番地先 出雲空港西側交差点から 同町地内 出雲空港大橋宍道町境までの間の県道出雲空 港宍道線	920 メートル	終日	

に改める。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

署

署

署

を

場

所

指定場所に進行して
べきときの方向

摘要

場

所

指定場所に進行して
べきときの方向

摘要

斐川町大字莊原町3180番地18先 空港西交差点から同町 地内 出雲空港西側交差点までの県道出雲空港線	800 メートル	終 日
別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の松江警察署の部松江市の項中		
千鳥町70番地先 千鳥跨線橋南側交差点		
北詰・北東詰・ 北西詰		
千鳥町39番地先 南側交差点		
北 詰		
千鳥町36番地先 南東側交差点		
北 詰		

に改め、同項に次のように加える。

千鳥町73番地先 三差路	北 詰	指定場所に進行して べきときの方向	摘要
北詰・北東詰・ 北西詰			
千鳥町64番地先 千鳥跨線橋南三差路	北 詰	指定場所に進行して べきときの方向	摘要
千鳥町39番地先 南方交差点	北 詰	指定場所に進行して べきときの方向	摘要
千鳥町36番地先 南方交差点	北 詰	指定場所に進行して べきときの方向	摘要
千鳥町30番地先 東三差路	北 詰	指定場所に進行して べきときの方向	摘要

署の部八束郡の項中

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の松江警察署の部八束郡の項中

東朝日町109番地先 南東交差点	西 詰	指定場所に進行して べきときの方向	摘要
千鳥町73番地先 南側三差路			
千鳥町73番地先 南側三差路	北 詰	指定場所に進行して べきときの方向	摘要

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の掛け警察署の項目

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
八雲村大字日吉204の1番地先 日吉台サニーハイツ入 口交差点	東 詰

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
八雲村大字日吉333番地149先 北西交差点	東 詰

に改め、同項に次のように加える。

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
鹿島町大字古浦602番地7先 古浦海水浴場入口交差点	東詰・西詰

鹿島町大字恵曇町509番地1先 恵曇漁協鰊壳市場入口
交差点

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の木次警察署の項目

指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
鹿島町大字木次地内 木次橋東詰交差点	東 詰

を削る。

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	摘要
指定場所に進行して べきときの方向	べきときの方向	摘要
知井宮町1232番地 1先	栄町踏切南方約70メートル地点	東詰・西詰

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	摘要
指定場所に進行して べきときの方向	べきときの方向	摘要
斐川町大字富村130番地 4先	伊波野駅在所南方交差点	西詰
斐川町大字沖州1630番地先	交差点	北詰
斐川町大字莊原町2420番地	南方約100メートル地点の 交差点	東詰・西詰
斐川町大字莊原町2709番地 14	東方約100メートル地点 の交差点	東詰・西詰
斐川町大字莊原町484番地 22	東方約80メートル地点の 交差点	東詰・西詰
斐川町大字莊原町1939番地 7	西方約150メートル地点 の交差点	東詰・西詰
斐川町大字莊原町1939番地 7	南西約200メートル地点 の交差点	東詰・西詰

場	所	摘要
指定場所に進行して べきときの方向	べきときの方向	摘要
温泉津町福波大字福光イ 237番地 4先	福光橋入口三差路	北詰
温泉津町福波大字福光イ 237番地 4先	福光橋入口三差路	南詰

場	所	摘要
指定場所に進行して べきときの方向	べきときの方向	摘要
別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の江津警察署の項に次のように加える。	に改める。	
別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の江津警察署の項に次のように加える。	に改める。	

場	所	摘要
指定場所に進行して べきときの方向	べきときの方向	摘要
敬川町1768番地 1先	交差点	東詰・西詰
敬川町2591番地 1先	交差点	東詰
別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の浜田警察署の項に次のように加える。	に改める。	
別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の浜田警察署の項に次のように加える。	に改める。	

署の部那賀郡の項中

場所	指定場所に進行してべきときの方向	摘要
旭町大字丸原103番地2先 丸原交差点	東詰・西詰	

を削る。

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の出雲警察署の部斐川郡の項に次のように加える。

場所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
宍道町大字佐々布2145番地2北西約300メートル地点の宍道インターチェンジ出雲空港分かれ三差路から同町大字佐々布地内 出雲空港大橋の宍道町・斐川町境までの間の県道出雲空港宍道線	車両 (二輪のもの除外。)	終日 メートル	110	

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の出雲警察署の部出雲市の中

場所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
今市町253番地1先交差点から同町565番地本町線	車両 (二輪のもの除外。)	終日 メートル	420	

別表第24(法第4条第1項、第2項、法第2条第1項第7号、法第20条第1項、法第26条の2第3項及び第35条第1項の規定による車両通行帯の設定、進路変更の禁止及び進行方向別通行区分設置場所)の松江警察署の部松江市の中

場所(区間)	区間距離 (メートル)	車両通行帯の数	左の区画内における交差点の手前の進路変更禁止距離 (メートル)	日・時	摘要
東茶町6番地2先 宍道湖大橋北詰交差点の西詰から西方へ110m先までの間の国道431号	110 メートル	3	30メートル	終日	

別表第26(法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所)の松江警察署の部松江市の中

場所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
今市町253番地1先 出雲市体育館前交差点から今市町南本町10番地5先三差路までの間の都市計画道路北本町南本町線	車両 (二輪のもの除外。)	終日 メートル	950	

を改める。

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の出雲警察署の部斐川郡の項に次のように加える。

千鳥町39番地先 南側交差点	1	
千鳥町36番地先 南側交差点	1	
千鳥町30番地先 南東側交差点	1	
千鳥町20番地先 南東側交差点	2	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の安来警察署の部安来市の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
下坂田町1075番地1先 赤江大橋西詰交差点	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の掛合警察署の項中

場所	自転車横断帯設置数	摘要
三刀屋町大字乙加宮2345番地2先 宮内橋南東詰交差点	1	
三刀屋町大字三刀屋1221番地7先 東側交差点	2	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
知井宮町1232番地1先 栄町踏切南方約70メートル地点の交差点	2	
斐川町大字莊原町1939番地7 南西約200メートル地点の交差点	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
斐川町大字莊原町3180番地18先 空港西交差点	4	
斐川町大字莊原町484番地22 東方約80メートル地点の交差点	2	
斐川町大字莊原町1939番地7 西方約150メートル地点の交差点	1	

に改め、同項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の大田警察署の項に次のように加える。		
三刀屋町大字三刀屋1221番地7先 町道要害1号南入口三差路	3	

照

署

別表第26 (法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所) の川本警察署の項目

場所	自転車横断帯設置数	摘要
長久町長久ロ265番地1先 大田橋西交差点	2	
川本町大字川下4108の3番地先 川本消防署前三差路	1	

を削り、同項に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
石見町大字矢上6000番地先 石見町役場前交差点	2	
川本町大字川下1169番地1先 江津市外7町村消防組合川本消防署前三差路	1	

別表第26 (法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所) の江津警察署の項目に次のように加える。

場所	自転車横断帯設置数	摘要
敬川町1768番地1先 交差点	4	
敬川町2591番地先 交差点	3	

平成14年6月28日
 鹿児島県警察本部
 第八回定期検査
 (軽自動車及び小型特殊自動車を除く。
 小型特殊自動車を除く。)

場

所

點

點

平成14年 6月28日

島根県報

号外第74号 (18)

平成十四年六月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)

毎週火・金曜日発行